



平成28年（行ウ）第9号 権利変換計画不認可処分取消等請求事件

原告 新町西地区市街地再開発組合

被告 徳島市

原告準備書面（2）

平成28年9月29日

徳島地方裁判所 第2民事部合議B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 坂 和 章 平



同 坂 和 宏 展



原告は、訴状の「第4 本件不認可処分の違法性」の「6（4）」（訴状21頁）において、「被告市は、本件権利変換計画が、権利変換計画の認可基準等のいずれについて具体的にどのように違反するかを示さず、漫然と『齟齬が生じている』とか『見通しが立っていない』等として本件不認可処分をしており、この時点で理由不備の処分というべきである」と主張した。本書面は、この点について、いわゆる「理由の提示の不備」として、それ自体により本件不認可処分が取り消されるべき違法な処分である旨を明確にして主張するものである。

第1 「理由の提示の不備」はそれだけで処分の取消し理由となること

- 1 判例は、不利益処分に対するいわゆる理由付記について、その行政手続上の意義を重視し、理由付記を全く欠く場合だけでなく、これが不十分な場合にも、処分の内容に関係なく独立の処分取消事由となることを認め（最判昭和38年

5月31日民集17巻4号617頁)、申請拒否処分に対しても同様の判断をしてきた(最判昭和60年1月22日民集39巻1号1頁)。

- 2 平成5年に成立した行政手続法は、このような判例の動向を踏まえて、行政庁が申請拒否処分をする場合には「理由の提示」を行うべきことを定める一般規定を置くに至った(同法8条1項。不利益処分については14条1項)。
- 3 行政手続法制定後においても、理由の提示が不十分であればその処分は違法なものとして取り消されるべきことは判例上も確立している(最判平成23年6月7日民集65巻4号2081頁)。したがって、本件不認可処分においても、不認可の理由の当否に立ち入るまでもなく、理由の提示が不十分であればそれだけで本件不認可処分は違法なものとして直ちに取り消されるべきは当然である。

第2 本件不認可理由には「理由の提示の不備」があること

1 はじめに

- (1) 本件不認可処分についても理由の提示が求められることは当然である。しかるところ、被告市は、本件不認可処分につき下記のとおり甲7号証の不認可処分通知書に不認可の理由を記載している(全文引用する。以下、「本件不認可理由」という)。

記

「都市再開発法第73条において権利変換計画の内容として定めるべき事項である当該申請(六)表中のホールについて、『徳島市へ譲渡』と記載されているが、徳島市はホールを購入しない方針であることから、齟齬が生じている。

さらに、今後の事業継続の見通しも立っていない。

よって、当該申請については認可しないこととする。」

(2) しかし、本件不認可理由は、以下に詳述するとおり、行政手続法8条1項本文及び判例の趣旨に照らして、理由の提示として不十分なものであるから、本件不認可処分は、理由提示の要件を欠いた違法な処分として取消しを免れない。

2 一般的に必要とされる理由の提示の程度

(1) 行政手続法8条1項本文は、申請拒否処分においてその理由を提示すべきことを定めている。もっとも、どの程度詳細に理由を提示する義務が行政庁に課せられるのかについては明文の規定をおいていない。

(2) しかし、理由付記ないし理由の提示は、処分庁における判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに（恣意抑制機能）、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える（争訟便宜機能）趣旨に出た制度であるから（上記昭和38年最判、平成23年最判）、ただ根拠条文を示すだけ等ではこのような機能を果たすことができず、不十分であることは判例上確立している。

(3) どの程度の記載をなすべきかは、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決すべきものである。その上で、申請者において、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって当該申請拒否処分がなされたのかを知ることができなければ、当該申請拒否処分は、理由の提示が不十分なものとして取り消される（上記平成23年最判参照。平成23年最判は行政手続法14条1項本文の不利益処分に関するものではあるが、同法8条1項本文の申請拒否処分においても別段に解すべき理由はない）。

3 権利変換計画の不認可処分においては具体的かつ明確な理由の提示が必要であること

(1) 権利変換計画の認可・不認可の判断とは、訴状において詳述したとおり、

認可権者において権利変換計画に定めるべき内容（法73条）、一般基準（法74条）、個別基準（法74条以下）、手続（法83条、84条）（「権利変換計画の認可基準等」）に違反がないかどうかを確認し、かつ、違反が認められない限り認可すべき羈束的な処分である。

- (2) 権利変換計画の認可・不認可の判断基準については、事業計画につき組合設立認可において定められている認可基準（法17条）のような明文の規定はなく、また、例えば開発許可（都市計画法33条）関係のような一般的な基準も設定・公表されていないから、認可の基準となるのは権利変換計画の認可基準等の規定のみである。したがって、権利変換計画の認可申請に対して不認可処分をする場合には、権利変換計画の認可基準等のうちどの条項にどのように違反していると判断されたのかが明らかになるよう、具体的かつ明確な理由を提示することが必要である。
- (3) また、権利変換計画の認可は、再開発事業における最終段階の処分であり、権利変換計画が認可されれば、これに基づいて権利変換期日が定まり、権利変換処分がなされることが確定し、その後は法的に事業を中止できないこととなるのに対して、もし不認可となれば、それまで認可された組合設立及び事業計画に基づいて進んできた再開発事業及び関係権利者らに重大な影響を及ぼすというきわめて重要な意義を有する。特に、再開発事業では、手続の構造上、権利変換計画が不認可となっても組合設立の認可及び事業計画には何ら影響がないから、たとえば、施行者側は、不認可理由に該当する部分を補正した権利変換計画を作成し、これに基づく権利変換計画の認可を改めて申請することも考えられる。
- (4) したがって、権利変換計画の不認可処分をする場合には、単に不服申立ての機会を与えるのみならず、再度の申請の機会を申請人（施行者）に与えるためにも、認可権者たる被告市長は、不認可理由となる事実関係を具体的かつ明確に示し、それがどのように権利変換計画の認可基準等に違反すること

になるのかを「理由の提示」において具体的かつ明確に述べるべきである。

4 本件不認可処分の理由が、上記に照らして不十分であること

- (1) 以上に基づいて本件不認可理由を検討すれば、本件不認可理由の「法73条」及び「(六)表」との記載及び「徳島市へ譲渡」という文言の摘示から、被告市が、法73条1項15号の「管理処分の方法」につき、都市再開発法施行規則28条3項及び同別記様式が定める「(六)表」の「備考」欄に「徳島市へ譲渡」と記載されている部分(甲6)を問題としていることは、文言上読み取ることができる。
- (2) しかし、被告市は、上記の部分につき、ただ単に「徳島市はホールを購入しない方針であることから、齟齬が生じている」と記載するだけで、具体的に権利変換計画の認可基準等にどう違反しているのかについては全く明確にしていない。
- (3) 特に、本件ホールについては、従前から被告市が購入することが大前提として組合設立及び事業計画の認可、詳細設計の協議等が行われ、また、被告市自身も本件権利変換計画に同意していたという経緯があるから、ただ単に購入しないというだけでは、不認可処分の理由として不十分であり(市長が代わったことは単なる政治的な事情に過ぎず、法的問題ではない)、法的にいかなる根拠によりホールを「購入しない」ことが正当化できるのか、具体的な事実摘示とともに説明しなければ、本件不認可処分における理由の提示として不十分であることは明らかである。加えて、上記「備考」部分の記載は、訴状21頁以下で詳説したとおりあくまで任意的なものであって、権利変換計画において必要的に記載すべき事項ではないところ、何故この「徳島市へ譲渡」の記載部分があるから直ちに権利変換計画が不認可となるのか、また「齟齬が生じている」とは法的にいかなる意味をもって不認可の理由となるのかも不明確であり、本件不認可処分における理由の提示として不十分であることは明らかである。

(4) また、「今後の事業継続の見通しも立っていない。」という部分については、およそ抽象的な「感想」を述べているだけで、いかなる事情によりなぜ事業継続の見通しが立たないというのか具体的根拠となる事実関係も挙げられておらず、また「事業継続の見通し」なる要件は法73条以下の権利変換計画の認可基準等に掲記されていないところ、「事業継続の見通し」が何故権利変換計画の不認可理由となるのか、根拠条文も摘示されておらず、そもそも理由の提示というに値しない。

5 まとめ

以上のとおり、本件不認可理由は、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって不認可処分が選択されたかを具体的に知る事ができないものと言わざるを得ず、行政手続法8条1項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由の提示として不十分であることは明らかである。

したがって、本件不認可処分には理由の提示の不備があり、理由提示の要件を欠いた違法な処分であるから、不認可の理由の当否に立ち入るまでもなく、直ちに取り消されなければならない。

以上